

令和 7 年度第 21 回庁議提案 審議・報告・その他

提 出 日：令和 8 年 1 月 27 日

担当部・課：保健福祉部介護福祉課〔内線 2455〕

① 件 名

石巻市介護用品支給券における取扱いの見直しについて

② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）**【背景】**

本市では、高齢者を介護する家族の負担軽減や在宅生活の継続及び向上を図るため、介護用品支給事業を実施しており、市民税非課税世帯で要介護認定 4 及び 5 の高齢者を介護する家族に対し、月額 5,000 円の介護用品支給券（以下「支給券」という。）を支給している。

しかし、介護用品を取扱店で引き替える際に、合計金額が 5,000 円に満たない場合があること、5,000 円の支給券を全て使い切るために介護用品をまとめて購入した際に、持ち運びや自宅での保管に苦慮しているといった相談があり、支給券の利便性について課題が生じている。

【目的】

支給券の取扱いを対象者が利用しやすいうように変更することにより、利便性の向上を図るもの。

③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性**【根拠法令】**

石巻市介護保険条例（平成 17 年条例第 165 号）

石巻市介護用品支給事業実施要綱（平成 17 年告示第 50 号）

【[総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無] 又は [個別計画との整合性]】

第 3 章 共に支え合い誰もが生きがいを持ち自分らしく健康に暮らせるまち

第 2 節 生きがいを持ち自分らしく暮らせる高齢者福祉の充実

3 高齢者の生活支援を推進する

石巻市高齢者福祉計画・第 9 期介護保険事業計画

第 4 章 施策の展開

基本方針 5 支え合いと連携の充実

第 2 節 介護家族者への支援の充実

④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）

平成 18 年 4 月 石巻市介護用品支給事業実施要綱制定

平成 20 年 4 月 石巻市介護用品支給事業実施要綱の一部改正（様式改正）

⑤ 主な内容

介護用品支給事業の 5,000 円の支給券の取扱いについて次のとおり改める。

改正	現行
額面 2,500 円の支給券を月 2 枚支給 (月額 5,000 円は変更なし)	額面 5,000 円の支給券を月 1 枚支給

⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）**【影響・効果】**

支給券の利便性を高めることにより、本人及び家族の精神的、経済的負担の軽減につながる。

【市財政への負担】

支給券の見直しに伴う予算の増減なし

⑦ 他の自治体の政策との比較検討

事業名及び助成対象等の要件に差異はあるが、県内ほぼ全ての市町村で実施している。

⑧ 今後の予定及び施行予定年月日

令和 8 年 3 月 石巻市介護用品支給事業実施要綱の一部改正
(施行予定年月日：令和 8 年 4 月 1 日)

⑨ その他

要支援 1・2 及び要介護 1～3 の高齢者を介護する家族に対しては、2,000 円の支給券を支給しており、取扱いの変更は行わない。